

地保第4170号
令和3年(2021年)1月18日

北海道医師会長 様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の軽症者等が療養を行う宿泊施設の開所について

平素より、道内における感染症対策について御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

国では、新型コロナウイルス感染症に関し、まん延防止を図りつつ、保健所や医療機関の負担の軽減や病床の効率的な運用をさらに図るため、軽症者や無症状者について宿泊療養での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化していく方針を示しており、道としても、現在、札幌市内等において宿泊療養を実施しておりますが、今般、感染者が増加していることに伴い、次のとおり宿泊療養施設を追加することとしましたので、お知らせするとともに、郡市医師会等への周知についてよろしくお願い申し上げます。

なお、道立保健所及び道内保健所設置市あてに別紙のとおり通知していることを申し添えます。

記

- 1 実施方法
別添「北海道宿泊療養実施要領」による
- 2 宿泊療養施設の名称及び所在地
「北見東和ホテル」
北見市北5条西6丁目
- 3 受け入れ開始日
令和3年1月18日(月)

連絡先 保健福祉部健康安全局地域保健課 電話 011-206-0170

北海道宿泊療養実施要領

1 目的

本要領は、道内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断された場合に、軽症者のうち重症化リスクの低い方々について、宿泊施設における療養（以下「宿泊療養」という。）による医療体制に移行するにあたっての実施方法等について定めるものである。

2 宿泊療養施設

宿泊療養に使用する施設は、道が所要の手続きを経て選定する。

3 宿泊療養に係る費用

宿泊療養に係る費用（宿泊料等）は道が負担する。

4 対象者の選定等

(1) 入院から宿泊療養への移行の場合

① 新型コロナウイルス感染症に係る入院医療を行っている医療機関（以下「入院医療機関」という。）は、入院中の患者のうちから、別添1「宿泊療養への移行に係る選定基準等」（以下「選定基準」という。）に基づき、宿泊療養に移行する者を選定する。

② 入院医療機関は、対象者の選定の際には、宿泊療養に移行することについて、別記様式1の1により本人の同意を得ることとし、本人に同様式（保健所・医療機関用及び本人控え）を渡すとともに、その者に入院勧告を行った保健所（以下「勧告保健所」という。）に連絡する。

③ 勧告保健所は、入院医療機関からの連絡に基づき、宿泊療養に移行する者に関する情報を別記様式2により、別紙2のとおり連絡する。

④ 別紙2の連絡先である北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室及び札幌市新型コロナウイルス感染症対策室宿泊療養調整班等（以下、「各宿泊療養班」という。）は、宿泊療養施設の空室状況や選定された者の情報等から移行の可否を決定し、その結果を速やかに勧告保健所に連絡する。

なお、空室状況から全ての対象者を受け入れることが困難となった場合は、選定基準1の(2)①から④のいずれかに該当する者と同居しており、自宅で空間を分けた療養生活を行うことや、同居家族等が一時的に居所を移動することが困難である者を優先する。

⑤ ③の連絡を受けた勧告保健所は、移行の可否について入院医療機関に連絡する。

⑥ 各宿泊療養班は、本人の入所時に、別記様式1の1（保健所・医療機関用）の提出を依頼し、施設内で回収する。

(2) 入院を経ずに宿泊療養に移行する場合

① 本人の所管保健所が、選定基準に基づき、宿泊療養に移行する者を選定する。

② 所管保健所は、対象者の選定の際には、宿泊療養に移行することについて、別記様式1の2を元に、電話等により、本人の同意を得ることとする。

- ③ 所管保健所は、別記様式1の2（保健所用及び本人控え）に署名、別記様式2に宿泊療養に移行する者に関する情報を記載し、各宿泊療養班に連絡する。
- ④ 各宿泊療養班は、宿泊療養施設の空室状況や選定された者の情報等から移行の可否を決定し、その結果を速やかに所管保健所に連絡する。
なお、空室状況から全ての対象者を受け入れることが困難となった場合は、第4（1）④と同様の対応を行う。
- ⑤ 各宿泊療養班は、本人の入所時に別記様式1の2（保健所の署名入り2通）を渡し、保健所保管用に署名・提出を依頼し、施設内で回収する。

5 対象者の移送

勧告保健所又は所管保健所は、対象者の宿泊療養施設への移送方法について各宿泊療養班と協議する。

6 宿泊療養施設における注意事項

宿泊療養施設で療養する者（以下「療養者」という。）は、その療養期間中は別紙3「宿泊療養施設における注意事項」を遵守しなければならない。

7 療養者の健康観察

勧告保健所又は所管保健所を所管する自治体は、宿泊療養施設に駐在する医療スタッフの協力を得て、毎日、療養者の健康観察を行い、記録する。

8 宿泊療養の解除

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合（無症状病原体保有者にあつては、発症日から10日間経過した場合）に、宿泊療養を解除するものとする。

なお、発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。

また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

9 退所

各宿泊療養班は、宿泊療養が解除になった者について勧告保健所又は所管保健所に連絡するとともに、当該者を施設から速やかに退所させる。